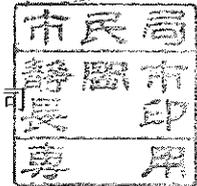


静岡市告示第 75 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

静岡市長 難波 喬



清水区袖師町字飛島に編入する区域

清水区袖師町字西浜 1575 番 61 並びに清水区袖師町字飛島 1975 番 1、1976 番及び 1974 番 2 の地先公有水面埋立地

1.51 平方メートル

上記地番は、令和 7 年 12 月 26 日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の標準地図」を下地にしたものである。